栃木県人権教育指導資料

じんけんコンパスⅠ

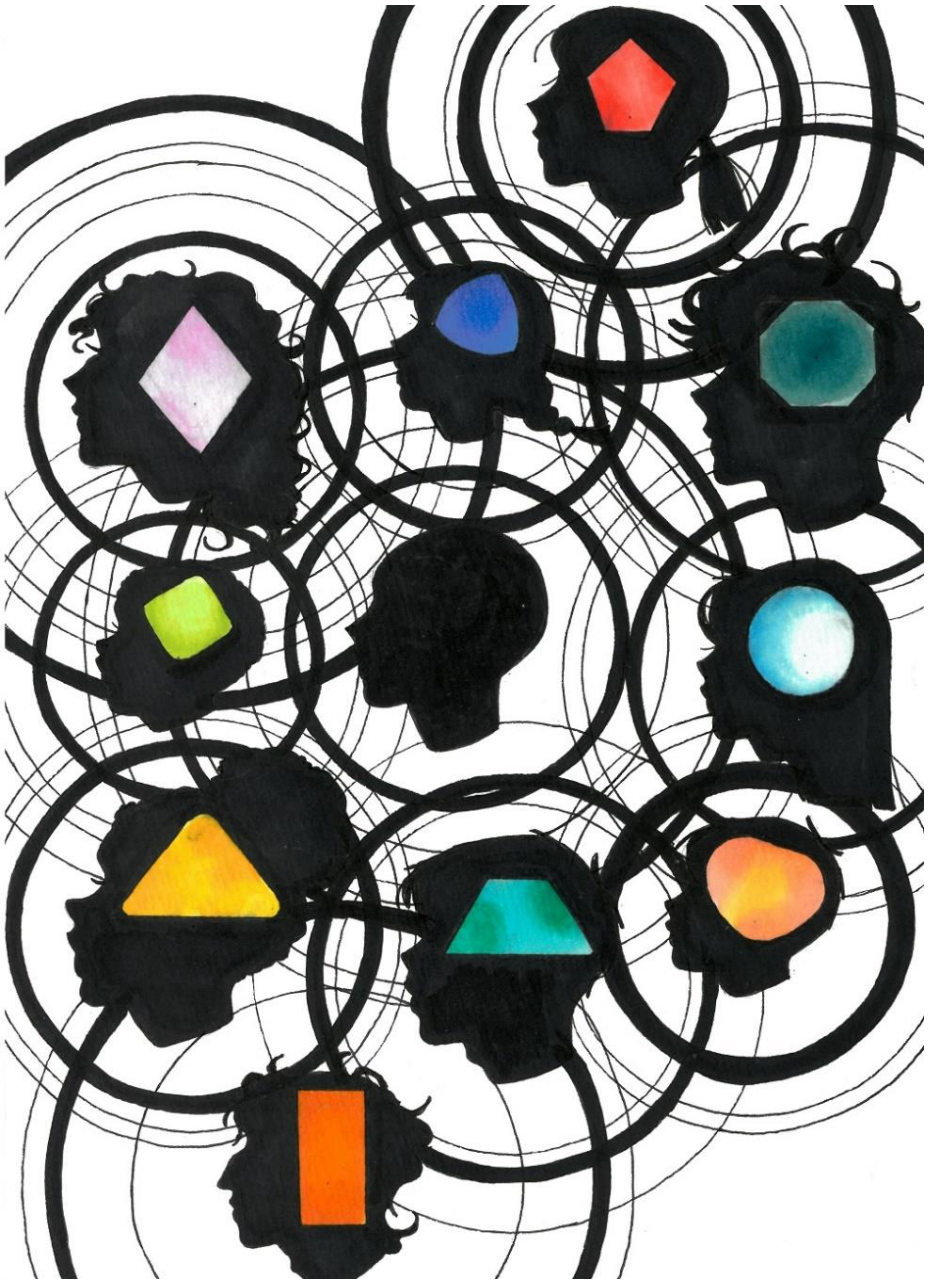

令和8（2026）年3月

栃木県教育委員会

はじめに

国連によって策定された人権教育の推進を目的とした「人権教育のための世界計画」は、おもな対象を「子どもと若者」として第５フェーズ(2025～2029 年)を迎え、「デジタル技術と人権」や「環境と気候変動」、「ジェンダー平等」を重点分野として動き出しています。

国内においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第７条に基づいて策定されている「人権教育・啓発に関する基本計画」が約 23 年ぶりに改定されました。

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、国際的な要請が高まっている「ビジネスと人権」についての内容が盛り込まれ、「各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められる」と締めくくられています。

また、前計画においては個別の人権課題の１つとしての位置付けであった「インターネットによる人権侵害」は、「個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解決することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である」という観点から、「課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)」として位置付けられました。

このような人権をめぐる大きな動きの中、県教育委員会においては、「栃木県人権教育基本方針」(平 13.11.6 決定)に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平 15.4.1 施行)及び「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)」等を踏まえ、県内全ての学校全ての地域において人権教育を推進しています。

その推進に当たっては、「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」に掲げた基本施策の１つである「人権尊重の精神を育む教育の充実」のもと、「自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進」「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」「人権に関する学習や啓発の充実」に取り組んでいくとともに、「人権教育推進の手引」にのっとり、全ての教育活動を通じて人権尊重の精神の涵養を図ることとしています。

この人権教育指導資料は、５年に一度実施される人権教育推進状況調査の結果を踏まえ、調査の翌年度に作成されます。作成には県教育委員会事務局(教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課・総合教育センター・各教育事務所)の人権教育担当指導主事及び県立学校教員が当たりました。

本指導資料の積極的な活用を通じて、児童生徒の「差別解消を図るための資質・能力(育てたい資質・能力)」を育成し、自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意欲や意識を高めるのと同時に、人権教育を推進する指導者が自らの人権意識を高め、人権尊重社会の形成者としての責任と自覚をもってそれぞれの役割を果たすことを願っています。

栃木県教育委員会